

国立大学法人会計基準等の新旧対照表(案)

※ ____ は変更点を意味する。

現 行	改 訂 案
<p>第76 注記</p> <p>1 国立大学法人等の財務諸表には、重要な会計方針、重要な債務負担行為、その作成日までに発生した重要な後発事象、固有の表示科目の内容その他国立大学法人等の状況を適切に開示するために必要な会計情報を注記しなければならない。<u>(新設)</u></p> <p>2 重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載するものとする。その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。 (注 <u>47</u>) (注 <u>48</u>) (注 <u>49</u>)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第76 注記</p> <p>1 国立大学法人等の財務諸表には、重要な会計方針、重要な債務負担行為、その作成日までに発生した重要な後発事象、固有の表示科目の内容その他国立大学法人等の状況を適切に開示するために必要な会計情報を注記しなければならない。<u>(注 47)</u></p> <p>2 重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載するものとする。その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。 (注 <u>48</u>) (注 <u>49</u>) (注 <u>50</u>)</p> <p><u><注 47> 利益剰余金及び当期総利益に係る注記</u> <u>利益剰余金及び当期総利益のうち、現金が伴っていないものと想定される一定の要因については、その内容及び金額を貸借対照表及び損益計算書に注記するものとする。</u></p>

(注) 上記のほか、注解47の新設により、それ以降の注解番号が繰り下げとなる。